

# 改善どころか今よりもっと退勤が遅くなる?!



# 1年単位の变形労働時間制

文部科学省の中央教育審議会が、地方公共団体の判断による「1年単位の变形労働時間制」の導入を提言しています。

※これは、宿泊行事や職員会議など限定的に「命じられた」時間外勤務の分の割振変更とは異なり、あらかじめ所定の勤務時間を延長する制度です。

## 小学校教員に变形労働時間制が導入されると……

(2016年文科省勤務実態調査における小学校教員の平均的な勤務実態にあてはめたもの)



## 中教審で示されたイメージ

- 学期中の一日の勤務時間  
週3日~4日、1時間延長  
(7時間45分⇒8時間45分)
- 長期休業中  
年間15日~20日を休日とする

2019年:法整備⇒2020年:条例制定⇒2021年:実施の予定としています。

## 時間外勤務が隠される

左の図の通り、現行の勤務実態をあてはめてみると、今、時間外勤務をしている分の一部が所定の勤務時間に代わり、時間外勤務が減ったように見えますが……。

職員会議や研修も6時まで?

7時間授業や放課後の補習が増えるかも…

授業の準備は何時になったら始められるんだろう?

部活はどうなるのだろう?

保育園のお迎えに間に合わないよ

## 「夏休みにリフレッシュできる」ってホント?

夏季休業中は、今でもプール指導や補充教室、部活動や面談を行っており、研修もたくさん入っています。リフレッシュどころか、休日なのに学校で仕事をしなければならなくなりそうです。

A県の初任者研修の日数(長期休業中、全日の校外研修)

	夏季	冬季
小学校	9日間	2日間
中学校	7日間	2日間
高等学校	6日間	2日間
特別支援学校	7日間	2日間

## 「うまくいっていない」導入校

国立の大学付属校などで1年単位の变形労働時間制を導入している例があります。長時間勤務の解消にはつながらず、「うまくいっていない」という声が上がっています。(2018年10月22日付、日本教育新聞)

变形労働時間制のほうが勤務時間も残業時間も長いという報告もあります。

所定の勤務時間と残業時間の比較(月平均)

	所定の勤務時間	残業時間	合計
通常の勤務時間制度	180.9時間	23.2時間	204.1時間
变形労働時間制	195.9時間	27.0時間	222.9時間

労働政策研究・研修機構・労働政策研究報告書「仕事特性・個人特性と労働時間」より



全日本教職員組合・教組共闘連絡会

TEL 03-5211-0123/FAX 03-5211-0124

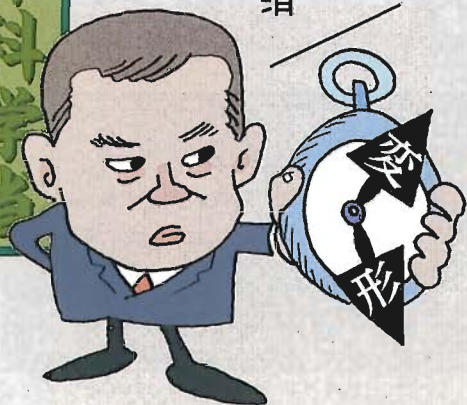
TEL 03-5211-0130/FAX 03-5211-0131

〒102-0084  
東京都千代田区二番町12-1  
全国教育文化会館3F  
E-mail zenkyo@educas.jp  
HP http://www.zenkyo.biz/

# 1年単位の変形労働時間制では、長時間労働は解消されません

文部科学省

これで  
超勤解消



文科省は、現状の時間外勤務の実態に合わせて時間外手当を支給するとすれば、合計で約9000億円の国庫負担や自治体負担が必要だとしています。1年単位の変形労働時間制の導入は、こうした時間外勤務の実態を覆い隠そうとするものではないでしょうか。今日の長時間勤務の大きな要因は、学習指導要領が改訂される度に授業時間数が増えたにもかかわらず、それに見合う教職員定数の改善が行われてこなかったことにあります。文科省は、そこにこそ手をつけるべきです。

教員の平均在校勤務時間

小学校	11時間15分
中学校	11時間32分

(2016年度文科省「教員勤務実態調査」より)

月100時間までただ働き?!…勤務時間上限ガイドライン  
中教審では、「勤務時間上限ガイドライン」も示されました。手当も払わず、「原則命じない」はずの時間外勤務を「最大月100時間」まで認めるなど、とんでもありません。

待ったなし!

## 長時間労働の解消は、教職員定数の大幅増で

### 実効ある対策はこれ!

- 授業持ち時間数の上限（小学校20時間、中学校18時間、高校15時間）を設定し、それを可能にする教職員定数の抜本的改善を
- 小学校から高校までのすべての学年で少人数学級の実現を
- 「一斉学力テスト」はじめ、子どもを苦しめ、教職員を追い立てる「競争と管理」の教育政策の抜本的転換を
- 「時間外勤務は命じられない」とする原則を堅持した上で時間外勤務手当を支給するなど、「給特法」の改正を



### 毎日、ゆとりをもって笑顔で子どもの前に立てよう、勤務条件の改善を

公立学校教員の給与について定めた「給特法」は、特別の場合を除いて時間外勤務を命じることを禁じています。それは、日々成長する子どもたちとの人間的なふれあいが求められる教職員にとって、毎日の休養と自己研さんの時間保障が必要とされるからです。教職員の長時間勤務の解決は、ゆきとどいた教育をすすめるためにも重要な条件です。

### 1年単位の変形労働時間制 導入反対の声をあげよう

そもそも教職員を含む地方公務員の1年単位の変形労働時間制は、法律で「適用除外」とされています。それを変えてまで導入する道理はなく、長時間労働をいっそう深刻にしていまいます。

- 職場や地域で、学習と話し合いを広げましょう。
- 文科省あての署名にとりくみましょう。